

財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲は次のとおりである。

財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲

普通会計 (一般会計等)	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	会計ごとに算出
	特別会計	公債費特別会計					
		市町村振興資金貸付金特別会計					
		母子寡婦福祉資金貸付金特別会計					
		心身障害者扶養共済事業費特別会計					
		小規模企業者等設備導入資金特別会計					
		農業改良資金特別会計					
		漁業改善資金特別会計					
		県営林経営費特別会計					
		林業改善資金特別会計					
公営企業会計	企業特別会計	流域下水道事業費特別会計					
		病院事業会計					
		電気事業会計					
		水道事業会計					
一部事務組合	長野県上伊那広域水道用水企業団						
地方公社・ 第三セクター等	長野県道路公社 (債務保証法人)						
	長野県土地開発公社 (債務保証法人)						
	長野県農業開発公社 (損失補償法人)						
	長野県林業公社 (損失補償法人)						
	しなの鉄道株式会社 (損失補償法人)						
	長野県信用保証協会 (損失補償法人)						

(資料：長野県監査委員「財政健全化判断比率等審査意見書」)

(4) 財務諸表による分析

長野県は、総務省方式改定モデルに基づき財務諸表を作成し、県民に公表している。

固定資産の評価については、過去の建設事業費の積上げ（決算統計の数値）を使いながら段階的に台帳を整備している。

普通会計の財務諸表において次のようなことがわかる。

貸借対照表において、資産の総額は4兆1,430億円あり、このうち公共資産（有形固定資産と売却可能資産）が3兆9,252億円と95%を占めている。有形固定資産の減価償却累計額が1兆7,425億円あり、道路等のインフラ資産や施設等の大規模修繕や更新需要が高まっている。負債総額は1兆8,908億円あり、このうち地方債が1兆5,748億円、退職手当引当金が2,629億円である。純資産が2兆2,522億円あり、純資産の比率が54.36%となっている。

行政コスト計算書において、経常行政コストは6,652億円であり、手数料等の受益者負担を控除した純行政コストは6,440億円である。コストの内訳では、現金支出以外の費用として、人にかかるコストのうち退職手当引当金繰入が222億円、物にかかるコストのうち減価償却費が1,016億円ある。

純資産変動計算書において、純経常行政コスト6,440億円に対して、財源となる地方税等の収入が6,074億円であり、差引366億円の赤字となっている。

資金収支計算書において、当期収支は22億円の黒字である。基礎的財政収支（プライマリーバランス）は210億円のプラスとなっているが、支払利息が264億円あるため、フリーキャッシュフロー（経常的収支と投資的収支の合計）は54億円の赤字となっている。そのため、県債残高が増加している。

全般的な財政状況は景気悪化の中で厳しさを増しているが、これまでの堅実な財政運営のもとに、県民が安心感と信頼感をもち続けることができるような経営を望むものである。

今後の公会計改革は、早期の会計基準の統一が望まれるところであるが、県においては、複式簿記導入に向けた着実な取り組みを期待する。